

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する基本的な考え方は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を保ち、企業の社会的責任を果たすための組織的な企業経営及び経営の健全性・透明性の向上に努めることとしております。それが、企業価値を最大化する最も重要な経営方針であると考えております。また、コンプライアンス(法令遵守)につきましては、経営陣のみならず、社員全員が認識し実践することが重要であると考えております。さらに、グローバルな視点から多様化する国内外のステークホルダーの期待に応えるため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要視した経営管理体制の構築に取り組んでまいります。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                   | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--------------------------|-----------|-------|
| 笹原 友也                    | 1,950,000 | 31.61 |
| 岡部産業株式会社                 | 267,000   | 4.33  |
| 極東ホールディングス株式会社           | 180,000   | 2.91  |
| 古谷 庄治                    | 171,000   | 2.77  |
| 松川 徹                     | 162,000   | 2.62  |
| やまぐち地域総合支援ファンド投資事業有限責任組合 | 152,000   | 2.46  |
| 安田 泰造                    | 150,000   | 2.43  |
| 株式会社SBI証券                | 104,100   | 1.68  |
| 佐藤 宏樹                    | 103,500   | 1.67  |
| JAIC-IF3号投資事業有限責任組合      | 101,600   | 1.64  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

補足説明

### 3. 企業属性

|                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 <small>更新</small> | 東京 第一部          |
| 決算期                           | 2 月             |
| 業種                            | 不動産業            |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数           | 100人未満          |
| 直前事業年度における(連結)売上高             | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数             | 10社未満           |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数                   | 10 名   |
| 定款上の取締役の任期                   | 1 年    |
| 取締役会の議長                      | 社長     |
| 取締役の人数 <small>更新</small>     | 6 名    |
| 社外取締役の選任状況 <small>更新</small> | 選任している |
| 社外取締役の人数 <small>更新</small>   | 3 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数       | 2 名    |

|           |
|-----------|
| 会社との関係(1) |
|-----------|

| 氏名    | 属性  | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 沖元 憲裕 | その他 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 前田 将志 | 弁護士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 杉本 康平 | 税理士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）  
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）  
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）  
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）  
k その他

|                             |
|-----------------------------|
| 会社との関係(2) <small>更新</small> |
|-----------------------------|

| 氏名    | 監査等<br>委員 | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                                                                    | 選任の理由                                                                                                                                                          |
|-------|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 沖元 憲裕 | ○         |          | 沖元憲裕氏は、当社の顧問税理士事務所である税理士法人維新の出身です。税理士法人維新と当社の間には、取引が存在しております。                                                                   | 税理士事務所に勤めた経験を有しており、専門分野を含めた幅広い経験・見識を有しております。なお、当社と取引関係その他利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。                                                                 |
| 前田 将志 | ○         | ○        | ――                                                                                                                              | 弁護士としての知見及び専門分野を含めた幅広い経験・見識を有しております。なお、当社と取引関係その他利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。                                                                         |
| 杉本 康平 | ○         | ○        | 杉本康平氏の経営する杉本康平税理士事務所と当社の間には、当社が所有する賃貸ビルに関する賃貸借契約が存在しておりますが、一般消費者としての通常取引であり、金額が少額である為、重要性に乏しいと判断しており、当社は同氏の独立性は保たれていると認識しております。 | 税理士としての知見及び専門分野を含めた幅広い経験・見識を有しております。なお、同氏の経営する杉本康平税理士事務所と当社の間には、当社が所有する賃貸ビルに関する賃貸借契約が存在しておりますが、一般消費者としての通常取引であります。その他、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 |

【監査等委員会】

|                               |        |         |          |          |         |
|-------------------------------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 委員構成及び議長の属性 <small>更新</small> |        |         |          |          |         |
|                               | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
| 監査等委員会                        | 3      | 1       | 0        | 3        | 社外取締役   |

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 <small>更新</small> | あり |
|----------------------------------------------|----|

|                                                  |
|--------------------------------------------------|
| 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 <small>更新</small> |
|--------------------------------------------------|

監査等委員会は、取締役及び経営企画室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた取締役及び使用人は、監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとしております。

|                                            |
|--------------------------------------------|
| 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 <small>更新</small> |
|--------------------------------------------|

内部監査担当は、監査等委員会と内部監査の実施の状況について定期的に情報交換を行い、情報の共有化を図る体制としております。会計監査人とは、情報交換、意見交換等により、監査の実効性、効率性の向上を目指しております。

【任意の委員会】

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 <small>更新</small> | なし |
|----------------------------------------------|----|

【独立役員関係】

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 2名 |
|---------|----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

各役員は、自らの職責を十分認識し、企業価値向上に尽力しており、現時点ではインセンティブ付与の必要性は薄いものと考えております。

|                 |
|-----------------|
| ストックオプションの付与対象者 |
|-----------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬)の開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。なお、取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small> | あり |
|----------------------------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

平成27年5月27日開催の第17回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬と監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、株主からの信任によって選任され、当社の価値の最大化を目的として経営に当たることが自己の責務であることを常に認識しております。そのため、会社の経営成績、担当する部門の業績に強い責任を持つとの会社方針の下、取締役の報酬額は、毎年、業務分担の状況及び会社への貢献度等を参考に決定します。また、監査等委員である取締役の報酬額は、常勤または非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査等委員会で協議のうえ決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対するサポート体制は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び経営企画室が取締役会の招集時に議案及び参考資料等の情報を適宜提供しております。また、社内体制としては、経営企画室が監査等委員会の事務局をつとめており、取締役会の3日前までに議案の伝達、参考資料の確認及び提供を行っております。議案によっては、資料提供時に補足説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名と、監査等委員である社外取締役3名で構成しております。社外取締役を3名体制にすることにより、取締役の業務執行に関する監督及び監視の強化を行うとともに、適宜、提言及び助言を行うことで、透明性と効率性を確保し、効果的なコーポレート・ガバナンスが機能する体制としております。

(取締役会について)

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名と、監査等委員である社外取締役3名で構成しており、事業環境の急速な変化に迅速に対応するため、毎月1回定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針や法令で定められた経営に関する重要事項等を決定しております。また、業務の状況や利益計画の進捗状況等を含む取締役の業務執行状況の報告を詳細に行うことで、取締役間の相互牽制や情報の共有する体制としております。

(監査等委員会について)

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は社外取締役3名で構成されております。社外取締役3名のうち2名は、弁護士及び税理士を選任しております。社外取締役3名は、内部監査部門に、効率的かつ質の高い監査を指示するために、監査等委員会を毎月1回以上開催し、監査計画の策定、監査の実施等を検討・助言する等を行う体制となっております。また、必要に応じて職務の執行に関する事項の意見陳述を行える体制となっております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成27年5月27日開催の第17回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することが承認・可決され、業務執行に対する取締役会の監査・監督機能強化及び社外取締役の経営参画による透明性と効率性向上により、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるため、更なるコーポレート・ガバナンスの強化をする体制としております。

また、子会社の業務の適正を確保するための体制整備といたしましては、当社が子会社の取締役会等による意思決定及び業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の業況等を確認しております。なお、子会社の業務の適正を確保する観点から、必要な社内規程等の整備をするともに、当社同様に内部統制の構築を行っております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                            |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会の開催は集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるよう日程調整に留意しております。 |
| その他             | 株主総会後に株主向け会社説明会を実施しております。                       |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                                                                                                                                              | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社Webサイト上に掲載しております。<br>URL <a href="http://www.strust.co.jp/ir/disclosure/">http://www.strust.co.jp/ir/disclosure/</a>                                                                            |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 本決算発表後に、個人投資家向け説明会を開催しております。<br>説明会のプレゼンテーション資料につきましては、当社Webサイトにてご覧いただけます。<br>URL <a href="http://www.strust.co.jp/ir/library/presentation/">http://www.strust.co.jp/ir/library/presentation/</a> | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算発表後に、決算説明会を開催しております。<br>説明会のプレゼンテーション資料につきましては、当社Webサイトにてご覧いただけます。<br>URL <a href="http://www.strust.co.jp/ir/library/presentation/">http://www.strust.co.jp/ir/library/presentation/</a>      | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社Webサイト上にIR情報ページを設けており、決算情報や法定開示、適時・任意開示情報をはじめ、ステークホルダーの皆様積極的に情報掲載を行っております。<br>当社IRサイト <a href="http://www.strust.co.jp/ir/">http://www.strust.co.jp/ir/</a>                                     |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IRに関する担当部署は、経営企画室であります。                                                                                                                                                                           |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                           | 補足説明                                                                                                                                                                              |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、IR活動の基本方針として、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場会社の責務であり、この責務を果たすことが、健全な株式市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に投資家の皆様の視点に立ち、迅速かつ正確で公平な会社情報の開示を行うことが出来ることが重要であると考えております。 |

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、平成27年5月27日に取締役会にて内部統制システム整備の基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
  - (2) 経営企画室は、当社及び当社グループのコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査等委員会に報告される体制を構築する。
  - (3) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
  - (4) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
  - (2) 取締役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、経営企画室が定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、検査実施項目に遺漏のないよう確認し、必要があれば検査方法の改定を行う。
  - (2) 経営企画室の検査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに、監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。
  - (3) 経営企画室の業務を円滑にするために、「コンプライアンス規程」、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアル等の整備を行うとともに、損失の危険を発見した場合は直ちに経営企画室に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は経営理念を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期毎の業績管理を行う。
  - (2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
  - (3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社グループの子会社は、当社が取締役会等による意思決定及び業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、当社が業務執行の業況等の確認を行うこととする。
  - (2) 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法、その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
  - (3) 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社グループでの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等について、必要に応じて外部からの最新の情報を検討し、利用・是正が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - (4) 当社グループの取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の整備と運用の権限と責任を有する。
  - (5) 当社の経営企画室は、当社グループの内部検査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務検査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ監査等委員会及び取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。
  - (6) 監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査・監督を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び経営企画室との緊密な連携等的確な体制を構築する。
  - (7) 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
  - (1) 監査等委員会は、取締役及び経営企画室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
  - (2) 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた取締役及び使用人は、監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - (1) 代表取締役社長及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
  - (2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。
    - a取締役及び内部監査部門が実施した内部監査の結果(内部統制システムの状況を含む)
    - bリスク管理の状況
    - cコンプライアンスの状況(事故・不正・苦情・トラブル)等
    - d会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
    - e取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
    - fその他上記a～eに準じる事項
8. その他監査等委員会が実効的に機能することを確保するための体制

(1) 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保する。

(2) 監査等委員会は、独自に顧問弁護士に相談し、または必要に応じて公認会計士、コンサルタント等の専門家から、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「取引管理マニュアル」を制定し、所管部署は管理部として運用を行っております。具体的には、新規取引開始時には、取引金融機関・取引先・Webサイト等から風評を必ず収集するだけでなく、外部の調査機関の活用を含め情報収集に努めるなど反社会的勢力との関係を排除する体制を確立しております。継続取引先についても、毎年4月には取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化すべく、不当要求防止責任者を選任・配置するなど、当社は財団法人山口県暴力追放県民会議の不当要求防止責任者選任事業所となっております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

## 買収防衛策の導入の有無

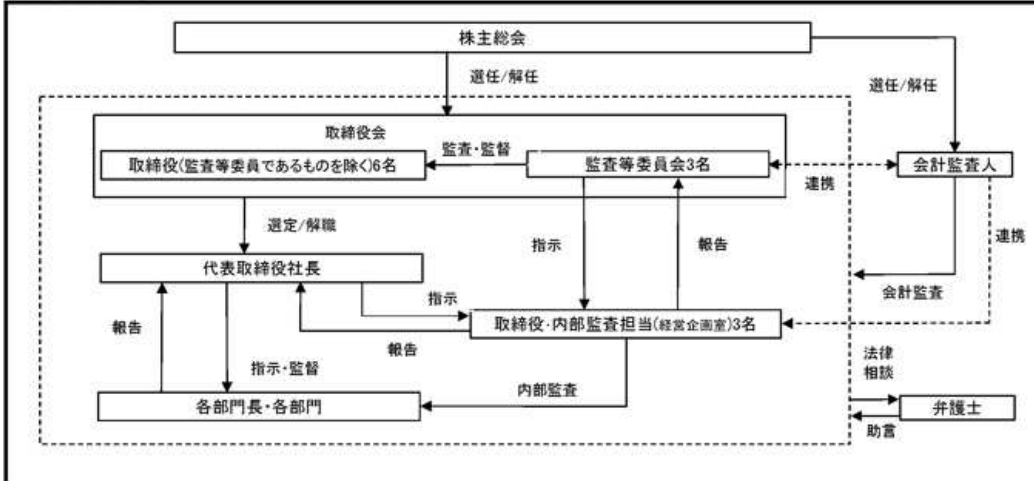
なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

